

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな			申請日	年 月 日	
申請者(保護者等)氏名					
高校生等との関係 (いずれかに○を記入)	親権者 ・ 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 高校生等本人 ・ その他 ()				
申請者現住所等	〒 -				
	(自宅電話)			(携帯電話)	
	(e-mail)				
基準日(7月1) 現在の申請者住所 (上記と異なる場合)	〒 -				

※ 専攻科場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。(以下、同様)

【確認事項】下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- この申請書の提出にあたり、静岡県が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることを同意します。

※記入もれ注意 ➡ 申請者
(※自署)

【1】記入が必要となる様式について

(次の①～②のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1～3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。)

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 様式第1号（その1）【1】、様式第1－2号（その1）【2】、 様式第1－3号（その1）を記入してください。 【高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。 (静岡県外の高等学校等に在籍する生徒等の保護者が申請する場合) ⇒ 様式第1号（その1）【1】、様式第1－2号（その1）【3】・【4】、 様式第1－3号（その1）を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日	
氏名								
学校設置者名 (学校法人名等)			入学年月	年 月				
学校名			学年	年				
学校の種類 課程・学科	☐ 高等学校		☐ 専修学校（一般課程）		課程・学科	☐ 全日制		☐ 昼間学科
	☐ 中等教育学校		☐ 各種学校（外国人学校）			☐ 定時制	☐ 夜間等学科	
	☐ 高等専門学校（1～3学年）		☐ 各種学校（その他）			☐ 通信制	☐ 通信制学科	
	☐ 専修学校（高等課程）					☐ 後期課程		
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数		
			年 月 日			なし 1回 2回 3回 4回 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① ☐ 日本国
② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。
また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者					
④	☐	永住者					
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月	日
⑥	☐	永住者の配偶者等					
⑦	☐	定住者					
⑧	☐	家族滞在					
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)					

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください)
高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

- ① ☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。
※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
- ② ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
- ③ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
- ④ ☐ 高校生等が令和8年3月31日以前から引き続き在学しているため、①～③のいずれの書類も添付しません。

【対象となる高校生等の生活保護（生業補助）】の受給状況【基準日（7月1日）現在】

※どちらか一方の該当する項目について、チェック（☑）をつけてください。

☐	生活保護（生業扶助）を受給していません。
☐	生活保護（生業扶助）を受給しているため、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書を提出します。）

【保護者等の収入の状況について】

高校生等が「生業扶助を受給していない」場合に以下、記入してください。

(1)又は(2)から、いずれか該当する項目にチェック（☑）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分〔又は、生徒の生計をその収入により維持している者（生計維持者）※2名分〕 ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者1名分 ・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。 ※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。 どちらか一方に☑ → ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 … 戸籍謄本等「ひとり親」であることの証明書類の提出が必要です。 ☐ それ以外（DV、養育放棄、失踪等のやむを得ない家庭の事情により1名分の提出不能） … 上記の内容がわかる申立書の提出が必要です。 ※ 就学支援金の認定状況や家庭状況の確認のため、在学する学校に連絡する場合があります。
③	☐	未成年後見人（ ）名分…未成年後見人であることを確認できる書類の提出が必要です。 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	主たる生計維持者1名分〔①～③以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合〕 …扶養関係が分かる書類（扶養誓約書）の提出が必要です。
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等 …主たる生計維持者等がないことがわかる書類（扶養誓約書）の提出が必要です。

○課税証明書を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

※記入もれ注

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

(2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。※(1)を記入した場合は、記入不要

☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

(静岡県内校)	休学・復学	☐ 基準日現在休学していない ☐ 月 日復学（基準日現在休学）
	支援対象区分	☐ 就学支援金受給資格者 ☐ 学び直し支援金対象者
	在学等証明	対象生徒は基準日（7月1日）現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学 校 名 学校長氏名 印

県記入欄	生業扶助	支給可否	学校種	認定区分	
	未受給・受給	可・否	全日制 通信制	生業扶助	非課税
				52,600	152,000
				52,600	52,100

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 様式第1号（その1）の「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校等専攻科」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。

ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

〔主たる生計維持者の課税証明書等の提出が必要となるケース〕

（例）両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合 等

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

・生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（ア）～（エ）に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（ア）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（イ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（ウ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（エ）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ (1)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ (1)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者

（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

○ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。

○ 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。

○ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

○ 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

○ その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。